

排水基準及び 地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準の 改正（六価クロム化合物）のお知らせ

（令和6年4月1日施行）

【概要】

令和6年1月25日に「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が環境省より公布され、六価クロム化合物の基準値が裏面に記載のとおり改正がなされました。

施行期日は令和6年4月1日です。

変更内容の詳細は裏面の変更内容をご覧ください。改正の経緯やより詳しい情報につきましては、環境省ホームページをご確認ください(*)。

(*)環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02672.html で

『水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について』及び別添の改正概要をご覧ください。

水濁法に係る基準改正等に関するお問い合わせは、下記担当者までお願いします。

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地 TEL : 025-543-7664 FAX : 025-543-7882

担当：検査一課 北川



一般財団法人 **上越環境科学センター**

変更内容

1. 六価クロム化合物の排水基準値見直しについて

排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)		
	変更前	変更後(2024.4.1~)
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下

※電気めっき業に属する特定事業場からの排水には、暫定排水基準として 0.5 mg/L を3年間適用

2. 六価クロム化合物の地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準値見直しについて

水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年総理府・通商産業省令第2号)		
	変更前	変更後(2024.4.1~)
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下

(以上)